

重文民家の公有化の経緯と維持管理の現状 — 公有重文民家が抱える課題についての調査研究 —

The Progress of Public Ownership of Historic Houses as Important Cultural Properties and Their Current Condition of Management

— The Survey for the Issues of Historic Houses Owned by Local Governments —

○碓田智子*1, 植松清志*2, 栗本康代*3, 増田亜樹*4, 谷 直樹*5

USUDA Tomoko, UEMATSU Kiyoshi, KURIMOTO Yasuyo, MASUDA Aki, TANI Naoki

In Japan over 50% of historic houses as important properties (Jubun Minka) are owned by private individuals and their families. They have lived in Jubun Minka and have maintained their houses and housing culture. But Jubun Minka took into the public ownership are gradually increasing.

We researched about the progress of public ownership of Jubun Minka and their current condition of management. We conducted a questionnaire survey for local governments owning Jubun Minka, and we had 99 answers. As the results, about 60% of them have been donated to local governments. For many local governments, it is heavy burden to manage Jubun Minka. This means if it is possible to reduce the economic load of owner's management, the economic load on local governments would be reduced

キーワード：重文民家, 維持管理, 居住文化, 公有化

Keywords: Historic Houses as Important Cultural Properties, Management, Housing Culture, Public Ownership

1. はじめに

国の重要文化財建造物のうち民家（重文民家）は、意匠、技術、歴史、学術、地方色のいずれかにおいて価値が高く、保存すべき代表的な民家として指定されたものである。重文民家は、建物としての価値に加え、その土地の気候風土や歴史・文化に対応した佇まいを持ち、住まいと暮らしの歴史を伝えるソフト面の価値を併せ持っているといえる。

2017年5月時点で重要文化財の指定を受けている建造物のうち、近世以前の民家（大部分が農家と町家）は353件にのぼる。その半数以上が個人所有である。所有者が暮らすことで、重文民家は建物と居住文化を維持してきたといえる。筆者らが「特定非営利活動法人 全国重文民家の集い」¹⁾にご協力いただき、全国の個人所有者を対象に行ったアンケート調査（159名回答、2012年実施）では、所有者の半数近くが70歳代以上で、60歳代を含めると80%近くに達した。所有者の高齢化が著

しいが、「このまま個人所有・管理を続けたい」意向が60%にのぼった。その一方で「個人所有は限界に達している」との回答が80%を超えた。所有者の高齢化に相まって日常の維持管理費の負担や後継者の課題などが、個人所有の継続を困難にしつつあると考えられた²⁾。

重文民家は本来、個人所有であるが、個人での管理が困難になり、市町村等へ移管されるケースが徐々に増えているのが現状である。本稿では、全国の公有重文民家を対象にした調査から、公有化の経緯および維持管理の現状を把握するとともに、生活道具の活用を通じて公有重文民家で居住文化を伝える工夫についても検討する。

建築分野でのわが国の歴史的民家に関する研究は、地域的な平面や架構に関する研究、地域の民家の歴史的な成立過程や発展過程の研究、移築や保全技術の研究、年代測定手法等の研究が従来から蓄積されてきた。歴史的民家の再生と利活用、さらには民家を核とした地域のまちづくりに展開する研究もみられる。

*1 大阪教育大学、教授、博士（学術）

*2 大阪教育大学、非常勤講師、博士（学術）

*3 平安女学院大学、准教授、博士（学術）

*4 大和高田市役所、職員、博士（学術）

*5 大阪市立住まいのミュージアム、館長、工学博士

Prof., Osaka Kyoiku University, Ph.D.

Part-time Lecturer, Osaka Kyoiku University, Ph.D.

Assoc.Prof., Heian Jogakuin University, Ph.D.

Officer, Yamatotakada City, Ph.D.

Director, Osaka Museum of Housing and Living, Dr Eng.

本稿で扱う重文民家の日常の維持管理や居住文化に焦点を当てた文献としては、前述した全国重文民家の集い編著の『重文民家と生きる』²⁾がある。本書では重文民家の所有者の立場からみた個人所有重文民家の維持管理や継承の課題が述べられている。また、奈良文化財研究所『重要文化財民家保存修理資料』(2003年)³⁾では全国の重文民家の基礎データが示され、大野によって保存・修理のための基礎となる分析が行われている。この中で、大野は重文民家の保全における日常管理の重要性にも触れており、本研究につながる視点がみられる。また、保存移築の観点から公的管理に移行した重文民家については、平山によって、その特性分析が行われている⁴⁾。しかしながら、全国の公有重文民家を対象にして、公有化の経緯や維持管理の現状を把握した研究は行われていない。本研究では、既調査によって個人所有重文民家の維持管理や活用の課題を把握しており、その上で公有重文民家の課題を検討するものである。

2. 研究の方法

本稿は、以下の二つの調査によるものである^{2) 5)}。

1) 公有重文民家を管理する市町村の担当者を対象としたアンケート調査

文化庁の『国指定文化財等データベース』³⁾から公有重文民家を抽出し、重文民家を所有・管理する各市町村⁴⁾の教育委員会文化課等の担当者を対象に、当該重文民家の維持管理や活用についてのアンケート調査を実施した。主な調査項目は、公有化の経緯、公有化以前の状況、現在の維持管理や公開についてである。調査対象の重文民家は『国指定文化財等データベース』の分類における「近世以前/民家」を基本とした。これらの殆どは農家と町家(本陣などの宿場建築を含む)である。「近世以前/民家」に類似するものとして、「近代/住居」のうち主屋形式が農家または町家のものも対象とした。なお、「近

世以前/民家」「近代/住居」ともに、民家園や博物館に移築保存され展示施設として管理されているものは調査対象から除外した。以上から、120住宅を抽出した。

調査は2015年11月に調査票を郵送配布し、郵送回収の方法で実施した。調査票には住宅名を記載し、当該市町村が複数の重文民家を所有・管理している場合は、住宅ごとに回答を依頼した。配布数120件に対し、回収数は99件(有効回収率83.3%)である。

2) 公有重文民家の事例調査

アンケート調査の補足として、公有重文民家の事例について、市町村の担当者や管理者を対象にヒアリング調査を行い、維持管理や活用の具体的な内容を把握した⁵⁾。

3. 公有化時期からみた特色

アンケート調査の分析に先立って、『国指定文化財等データベース』から「近世以前/民家」、および「近代/住居」のうち主屋形式が農家または町家の住宅を抽出し、その所有形態を都道府県別にみてみた(図1)。全国規模で公有化の全体像をみるために、ここでは民家園や博物館に移築保存されている重文民家も加えている。所有形態の分類は、「個人」「財団法人」「個人と市町村」「民間企業」「市町村または都道府県」に分類した。「財団法人」の多くは、重文民家の所有者が代表者となった「財団法人〇〇家住宅保存会」の形を取るものである。「市町村または都道府県」所有が公有重文民家である。この図から、重文民家の分布は都道府県により差があるが、全国的に重文民家の公有化が進んでいることがわかる。関東から東北地域に公有重文民家がやや多く、岩手県では12住宅すべてが公有化され、一部は博物館や民家園に移築保存されている。神奈川県では、12住宅のうち7住宅が川崎市立民家園での移築保存である。

つぎに、アンケート調査に回答いただいた99住宅について重文指定年と公有化年の関係をみてみた(表1)。

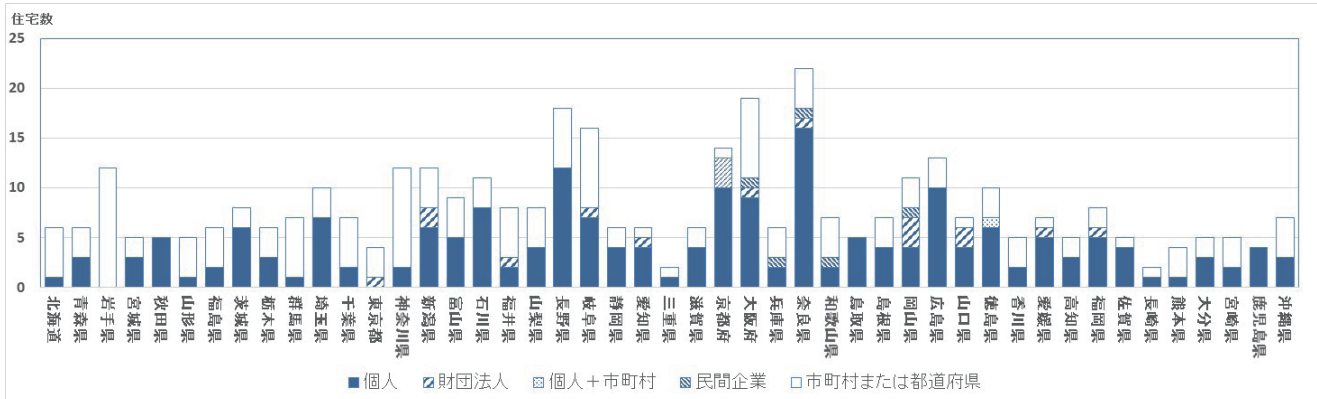


図1 都道府県別にみた重文民家の所有形態

表1 重文指定年と公有化年 (N=99) 住宅数、() 内%

	1969年以前	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代
重文指定年	21(21.2)	42(42.4)	6(6.1)	9(9.1)	21(21.2)
公有化年	8(8.1)	31(31.3)	14(14.1)	23(23.2)	23(23.2)

重文指定は1970年代の42住宅をピークにして、1970年代以前が全体の63.6%を占める。1965年頃から文化庁の補助金により、全国規模で民家の緊急調査が実施されたことと関係していると考えられる。一方、公有化も1970年代が最も多いが(31住宅)、1990年代と2000年代にも23件ずつ出ている。

さらに図2では、99住宅の重文指定年と公有化年をプロットして示した。全体としては、重文指定とほぼ同時期に公有化された住宅(対角線付近)が多いことがわかる。しかし、2000年以降に重文指定された住宅には、指定以前から公有のケースも多い(対角線より下)。また1960年代後半から1970年代に重文指定を受けた住宅には、1980年代から2010年代にかけて、公有に移行したケースが目立つ(対角線より上)。

公有化にあたり、元の場所から移築された住宅は全体で25件(25.3%)であった。それらはすべて1980年代までに重文指定を受けた住宅である(表2)。重文民家を建物だけではなく、生活環境も含めて保存するには元の場所で保存されることが望ましいと考えられるが、かつては移動することが少なくなかったことがわかる。また、建物(附属屋含む)と敷地を公有化したケースが53住宅、建物と敷地に加え隣接地も公有化が18住宅であるが、建物のみの公有化も27住宅(27.3%)を占めた。

4. 公有化の経緯について

表3は公有化以前の所有者の居住状況、図3は公有化に至った理由を示す。公有化以前は過半数の55住宅で、重文民家に所有者や家族が居住していた。敷地内の別棟も含めると68住宅(約69%)で、所有者が重文民家の所在地に暮らしつつ住宅を管理していたことがわかる。

公有化の理由は多岐にわたり、公有化時期が古いものには不明も多い。全体的な傾向としては、「日常管理の経済負担」について「大規模修理の経済負担」の回答が多く、当主の死亡や後継者がいないことよりも、経済的な負担が公有化につながっていることが窺える(図3)。

公有化にあたり、重文指定の建物については約60%に相当する59住宅が、所有者から自治体への寄贈によるものである(表4)。一方、土地については所有者からの寄贈は24住宅とやや少なく、当該市町村の費用や都道

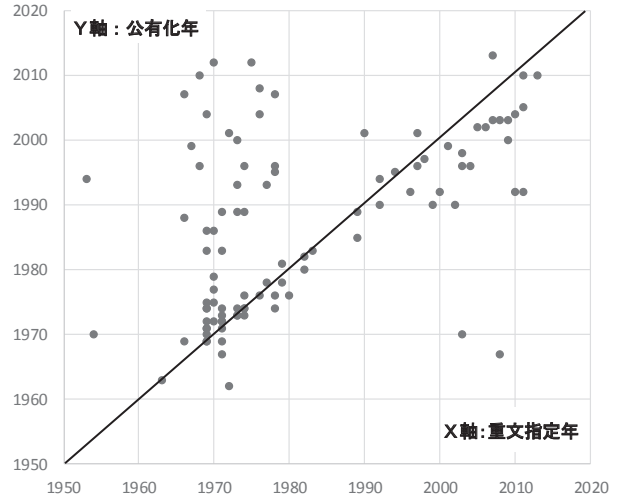


図2 重文指定年と公有化年のプロット (N=99)

表2 公有化にともなう建物移動について (N=99)

重文指定年	公有化前と同じ位置 N=73	敷地内で建物を移動 N=1	公有化前とは異なる場所に移築 N=25	小計
1969年以前	14(66.7)	0(0.0)	7(33.3)	21
1970年代	26(61.9)	1(2.4)	15(35.7)	42
1980年代	3(50.0)	0(0.0)	3(50.0)	6
1990年代	9(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	9
2000年以降	21(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	21

表3 公有化以前の居住状況 (N=99、() 内%)

重文指定の住宅で暮らしつつ、建物を管理	敷地内または近接の別棟(管理棟)で暮らしつつ管理	重文指定の住宅とは離れているが、同じ市町村内に暮らしつつ管理	重文指定の住宅とは別市町村であるが、同じ都道府県内に暮らしつつ管理	重文指定の住宅とは別の都道府県に暮らしつつ管理	わからない・無回答
55(55.6)	13(13.1)	9(9.1)	3(3.0)	11(11.1)	8(8.1)

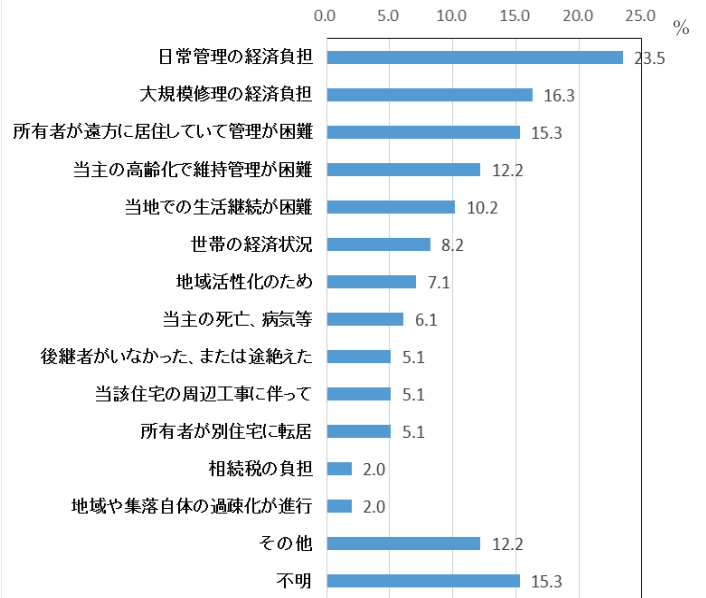


図3 公有化の理由 (N=99、複数回答)

府県からの補助金で取得するケースが多い(表5)。表5の「当家から寄贈された」という回答を時期別にみると、1970年代以前に公有化した住宅では10%台であったが、

1980年代～1990年代では20%台、2000年以降に公有化した住宅では43.4%であった。近年は土地も寄贈するケースが増える傾向がでている。

個人所有の重文民家を維持する場合、家屋敷の清掃や建具の補修、庭の剪定など日常の維持管理費の負担が大きいが、市町村による差があり補助が殆どないケースも多い。また、大規模修理には最大85%の国庫補助があるものの、工事総額が数億円にのぼることも少なくないことから所有者の負担は多額である。こうした大規模修理や日常の維持管理に関わる経済的負担が、市町村への建物や土地の寄贈につながっていると考えられる。

5. 公有重文民家の現在の維持管理と公開状況

公有重文民家の維持管理の形態は、市町村の直接管理、指定管理者へ依託、保存会に委託など多様な形態があるが、今回の調査では市町村の直接管理が52住宅(53.1%)を占めた(表6)。年間の維持管理費は、100万円未満が30.3%を占める一方で、1,000万円以上の事例もみられる(表7)。これは建物や土地の規模や管理手法が影響していると考えられるが、その点については把握できていない。平均金額は約537万円である(無回答除く)。そのうち、人件費部分の年平均額は約298万円にのぼる⁶⁾。公有化された場合、重文民家の維持管理には相当の費用が必要なことが伺える。市町村が維持管理を続けて行く上での負担については、「建物の修繕費用の負担」にほぼ全住宅が回答し、ついで「観覧者数の増加を図ること」「管理費用の負担が重いこと」があげられている(図4)。

公有化された重文民家は、公開を進めることが前提となる。建物の一般公開の現状を尋ねた結果(表8)、「ほぼ常時公開」が61住宅(60.6%)あり、期日限定を含めると80住宅(80.8%)を占めた。予約者や学術研究に限定した公開は合計12住宅にすぎず、全体として一般公開が進んでいる。

所有する重文民家について、「保存・活用に関する検討委員会を設置し、それが機能している」という回答は全体の14住宅にすぎず、「保存・活用に関する検討委員会を設置したが、いまは機能していない」が10住宅、「検討委員会を設置していない」が75住宅であった。しかしながら、2000年以降に公有化した23住宅では7住宅(30.4%)が「保存・活用に関する検討委員会を設置し、それが機能している」と回答したことから、近年は地域で検討委員会を設けて、組織的に活用等をすすめる市町村が増えている傾向が窺えた。

表4 公有化時の建物取得について(N=99、() %)

建物取得について	住宅数(%)
全額市町村の費用	15(15.2)
市町村の費用+国からの補助金	4(4.0)
市町村の費用+都道府県+国からの補助金	11(11.1)
当家から寄贈された	59(59.6)
その他	9(9.1)
不明	1(1.0)

表5 公有時の土地の取得について(N=99、()内%)

土地の取得について	住宅数(%)
全額市町村の費用	22(22.2)
市町村の費用+都道府県の補助金	1(1.0)
市町村の費用+国からの補助金	7(7.1)
市町村の費用+都道府県+国からの補助金	11(11.1)
当家から寄贈された	24(24.2)
市有地に移築	10(10.1)
土地は借用	5(5.0)
その他	11(11.1)
不明	8(8.0)

表6 公有重文民家の管理について(N=99、()内%)

市町村の職員や雇用者が直接管理	市町村の外郭団体が管理	指定管理者に管理業務を委託	当該住宅の保存会や活動組織等に委託	ボランティアに委託	その他
52(53.1)	3(3.1)	14(14.3)	10(10.2)	2(2.0)	17(17.3)

表7 重文民家の年間維持管理費用(N=99、()内%)

	年間維持費
100万円未満	30(30.3)
100～500万円未満	28(28.2)
500～1000万円未満	17(17.2)
1000万円以上	12(12.1)
無回答	12(12.1)

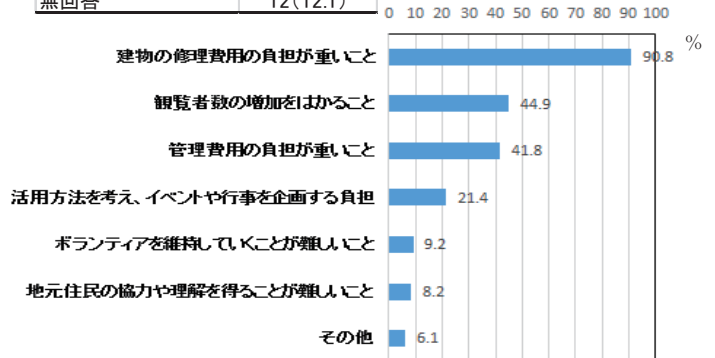


図4 自治体が維持管理をする上での負担(N=99、複数回答)

表8 公有化後の一般公開について(N=99、()内%)

ほぼ常時公開	曜日や一定の期間を定めて一般公開	限られた特別の日のみ一般公開	予約者に限り、建物内の見学を許可	学術研究以外は、原則非公開	現在、大規模修理等で休館中、その他
61(61.6)	17(17.2)	2(2.0)	9(9.1)	3(3.0)	7(7.1)

6. 生活道具・家財の引き継ぎと見学者に伝える工夫

居住者がいない公有重文民家では、建築物としての保存だけでなく、見学者にかつての暮らしの文化や住まいの工夫をどう伝えるのかが一つの大きな課題と考える。公開の際に、通常の見学や解説以外に、「雛飾り」「演奏会」「お茶席」など、重文民家の建物を活用した行事の実施については69住宅で実施されていた。これらは、重文民家の空間の魅力や、暮らしの文化を見学者に伝えるための一手法といえる。しかし、こうした行事を行っていない住宅も30住宅(30.3%)ある(図5)。

建物や土地の公有化に合わせて、くらしの伝承につながる、古文書、美術工芸品、生活道具・家財類の市町村への引き継ぎの状況を尋ねた。99 住宅全体では、美術工芸品と古文書は引き継がれていないことが多いが、生活道具・家財は 70% の住宅で全部または一部が引き継がれていた (表 9)。また、公有化時期が新しいほど、古文書、美術工芸品、生活道具・家財も建物の公有化と同時に、市町村に引き継がれるケースが増加する。2000 年以降に公有化した住宅では概ね 80% で、生活道具や古文書等が引き継がれている (図 6)。

表 10 は、昔の生活を見学者に理解してもらうために、行っている工夫を、生活道具・家財の引き継ぎ状況との関係でみたものである。生活道具・家財をほぼ全部引き継いだ場合は、一部のみ引き継いだ場合や引き継がなかった場合に比べ、昔の生活道具類を重文民家内に展示したり、ボランティア等による解説が行われている割合が高い傾向がみられる。昔の生活道具やかまどなどを使った体験学習を実施する割合も高い。

近年に公有化された住宅では、建物だけではなく、公有化に合わせて古文書や生活道具・家財等も市町村に移管されるケースが多い。それらを建物内に展示するなどによって、人が生活していた頃の暮らしを見学者に伝えやすくなることが期待される。

7. 公有重文民家の事例調査から

アンケート調査の回答を具体的に把握するために、公有化の状況が異なる事例について、市町村の担当者や管理者にヒアリング調査を行った。ここでは公有化時に生活道具や家財類などをほぼ全部を市が引き継いだ、熊谷家住宅 (島根県大田市) と千葉家住宅 (岩手県遠野市) の事例⁷⁾ から、公有重文民家で居住文化を伝える工夫について考えたい (表 11)。

熊谷家住宅は、大森銀山重要伝統的建造物群保存地区に所在する商家である。公有化の 2001 年 12 月から着手された修理工事にともない、大田市が引き継いだ家財類

表 10 生活道具・家財の引き継ぎ状況と見学者に伝える工夫

	昔の生活道具や家財類を重文民家内に展示し、生活のようすが感じられるようにしている	職員やボランティアが、当時の生活について解説している	解説パネル、かつての暮らしの写真などを展示している	昔の道具類やかまどなどを使った体験学習を行っている	インターネットのホームページで、当時の住まいや暮らしを紹介している	その他・不明	特になし
ほぼ全部引き継いだ(N=16)	7(43.8)	13(81.3)	4(25.0)	10(62.5)	1(6.3)	1(6.3)	0(0.0)
一部を引き継いだ(N=51)	21(41.2)	31(60.8)	4(7.8)	26(51.0)	1(2.0)	1(2.0)	6(11.8)
引き継がなかった(N=30)	5(16.7)	13(43.3)	1(3.3)	12(40.0)	1(3.3)	3(10.0)	11(36.7)

注：生活道具類の引き継ぎ状況別に複数回答、単位 住宅数、() %

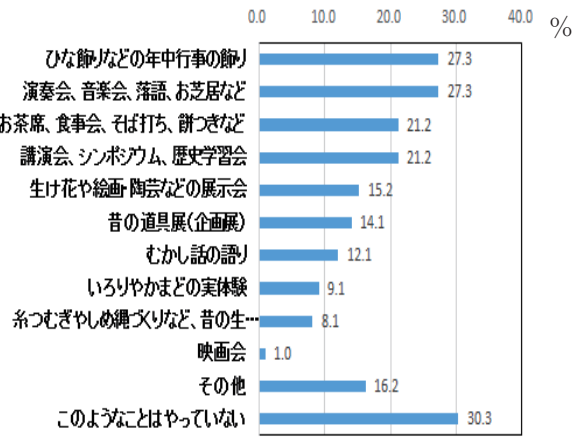


図 5 見学以外に行っている公開行事 (N=99, 複数回答)

表 9 公有化時に古文書等を自治体へ移管した住宅数 () %

	ほぼ全部を引き継いだ	一部を引き継いだ	引き継がなかった	無回答
1)古文書(N=99)	22(22.2)	18(18.2)	58(58.6)	1(1.0)
2)美術工芸品(N=99)	12(12.1)	23(23.2)	63(63.6)	1(1.0)
3)生活道具・家財(n=99)	17(17.2)	52(52.5)	30(30.3)	0(0.0)

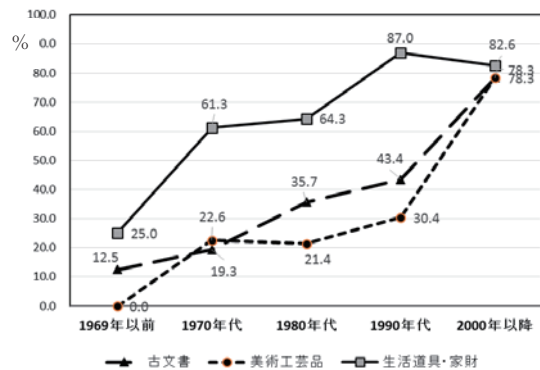


図 6 公有化時期別にみた古文書等の自治体への移管率 (N=99)

の整理をするために集まったパート職員が学識経験者 (家具・道具・建築の生活史) の指導を受けたことがきっかけで、2011 年に地域の女性による「家の女たち」が組織された。それと同時に指定管理者として、熊谷家住宅の維持管理と公開、かまどで炊飯するなどの体験学習の開催を積極的に行っている。特筆する点は、寄贈された 3,291 点におよぶ生活道具類のリスト化と、住宅内に居住者が使っているかのように道具類を展示することで生きた住宅を演出していることである。「家の女たち」では、「古い住宅を見せる」と「家財のしつらいを見せる」の 2 点に主眼を置き、「しつらいを調べた日本家屋を見

せる」活動を進めている。
千葉家住宅は 2013 年に遠野市に移管された大型の曲がり屋住宅である。

表 11 熊谷家住宅と千葉家住宅の概要

住宅名	熊谷家住宅 (主屋)	千葉家住宅(主 屋)
外観		
建築時期	江戸後期 (1804-1817)	江戸末期 (1830-1867)
重文指定年	1998	2007
公有化年	2001	2013
所有者	鳥根県大田市	岩手県遠野市
管理者・団体	指定管理者「家の 女たち」	指定管理者「遠野 ふるさと公社」
古文書	ほぼ全部引継ぐ	ほぼ全部引継ぐ
美術工芸品	ほぼ全部引継ぐ	ほぼ全部引継ぐ
生活道具・家財	ほぼ全部引継ぐ	ほぼ全部引継ぐ

遠野市の観光施設を管理運営する「遠野市ふるさと公社」が管理しているが、将来は地域住民で千葉家住宅を支えていくことを目標に、公有化に合わせて、地域住民による「重

文千葉家の活用を考える会」が立ちあげられた。会では、学識経験者（民家保存）の協力を得て、住民が千葉家住宅について学びながら住宅の活用を試行している。市の担当者が「裏方に徹する」という明確な立場を堅持することで、地元住民の活動の自由度を高めている点が大きな特徴である。2016年度から大規模修理に入ったが、修理中の公開や市が引き継いだ家財道具類の整理・活用方法の検討を行っている。

熊谷家住宅は、地域の文化を知る住民組織が指定管理者になっている。千葉家住宅も地域住民による管理を目指して育成をすすめている。両事例ともに、地域の生活文化を知り、当該住宅に愛着を持つ地域住民が公有重文民家の管理を行う点が注目される。

8. まとめ

本稿では、個人所有からの移行が増えつつある公有重文民家に着目し、公有化の経緯および維持管理の現状を検討した。得られた知見は下記のようにまとめられる。

- 1) 重文民家は1970年代に指定されたものが多い。それらが、近年になって徐々に市町村へ移管されるケースが出てきている。公有化の理由には、日常の維持管理の経済負担が最も多い。
- 2) 公有化にあたり、建物については約60%が寄贈である。土地の寄贈は少なめであるが、近年は土地も市町村に寄贈されるケースが増えている。しかし、公有重文民家の維持管理費への市町村の負担は非常に大きい。
- 3) 建物や土地の市町村移管に加え、生活道具や家財類、美術工芸品などの移管も近年は増加している。2000年以降に移管された21住宅については、約80%が古文書、生活道具や家財類、美術工芸品を市町村に移管していることが明らかになった。また、生活道具や家財類の殆どが市町村に移管された場合は、昔の生活道具類を重文民家内に展示したり、ボランティア等による解説が行われ

ている割合が高い傾向がみられた。昔の生活道具やかまどなどを使った体験学習を実施する割合も高い。

4) 生活道具・家財の殆どが市に移管された熊谷家住宅と千葉家住宅では、当該住宅に愛着を持つ地域の住民組織によって、住宅の管理が行われることで、生活道具類を活用して居住文化を伝える演出につながる可能性が示唆された。

以上のように、維持管理の経済的負担から市町村に寄贈される重文民家が少なくないが、公有化すると今度は市町村の管理負担が大きい。この点を踏まえると、維持管理の負担を軽減することで、所有者による重文民家の管理を支援する仕組みづくりが早急に必要と考えられる。そのことにより、同時に居住文化の継承も可能となる。しかしながら、公有化に至った場合は、地域の住民組織に管理を委託して、地域の文化を知る住民が重文民家で生活道具類を使った生活再現を行うことができれば、建物の保存に加えて居住文化を地域で伝えていくことに一定程度は貢献できるのではないかと考える。

謝辞：本稿の調査は、平成26～28年度科学研究費補助金・基盤研究(C)、「住み手とともに居住文化を伝える重文民家のマネジメントと活用モデルの研究」（課題番号26420606、研究代表者 碓田智子）によって実施した。調査にご協力いただいた各市町村の皆様にお礼申し上げます。

【文献】

- 1) 碓田智子ほか5名、個人所有重文民家の居住と維持管理および公開・活用課題—全国の重文民家の個人所有者と市町村担当者を対象とした調査から—、日本建築学会住宅系研究報告論文集 8、pp.249-256、2013
- 2) 全国重文民家の集い編、重文民家と生きる、学芸出版社、2003
- 3) 奈良文化財研究所、木造建造物の保存修復のあり方と手法、「第3章住宅建築保存修復の考え方と手法」（横浜国立大学 大野敏ほか）、2003
- 4) 平山育男、国指定重要文化財農家における移築について、長岡造形大学紀要、5、pp.58-66、2008
- 5) 平山育男、国指定重要文化財の民家における保存移築について、長岡造形大学紀要、6、pp.98-102、2009
- 6) 碓田智子ほか5名、公有化された重文民家の維持管理と活用の課題—全国の公有重文民家を対象としたアンケート調査から—、日本建築学会近畿支部研究報告集・計画系、第56号、pp.525-528、2016

【注釈】

- 1) 「特定非営利活動法人 全国重文民家の集い」は重文民家の所有者の団体である。重文民家の維持・管理・保全並びに、有効な活用に関する情報の共有化を目的とした活動等を行っている。参加重文民家は約130住宅である。
- 2) 本稿は文献6)をベースに、データや分析を加え再考した。
- 3) 「国指定文化財等データベース」は下記に公開されている。
URL: http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.html
- 4) 調査回答の99住宅については、市町村所有が98住宅、国所有・市町村管理が1住宅である。
- 5) 熊谷家住宅、千葉家住宅、旧西尾家住宅、鴻池新田（本屋）、旧岡田家住宅、山口家住宅および古市家住宅（個人所有・自治体管理）の7事例について、2015年から2017年2月にかけて調査を行った。
- 6) アンケートで維持管理費用の記入があった住宅について算出した。年間維持管理費は88住宅、年間人件費は66住宅の平均値である。
- 7) 熊谷家住宅の調査は2015年1月、千葉家住宅の調査は2016年3月に実施した。